様式ごとの従業員の定義(実績報告時)

様式	従業員の定義	備考
様式第5号の2(事業実施報告書)『従業員数』	「常時使用する従業員」(手引きP5抜粋※下表参照)	申請時の補助率に係る「中小企業」「小規模企業」の区分判定
		のための従業員数
		※交付決定後に中小企業者又は小規模企業者の要件から外れた
		場合でも、補助率は交付決定時の補助率を適用
【必須要件】		※事業場内平均賃金(時給単価)を10円以上引上げ(実績報告報
様式第5号の4「事業場内平均賃金(時給単価)」の	「常時使用する従業員」(手引きP5抜粋※下表参照)のうち、 <u>比較</u>	告時まで)
引上げ実績:確認書 『対象従業員数』	する両時点とも富山県内(本社・事業所・工場など全て)に在籍し	
【補助率引上げ】<任意>	<u>ている従業員とします。県内外の人事異動、退職者や新規採用者で</u>	※給与支給総額(月額)を前年同月比で3%以上引上げ
様式第5号の5「給与支給総額(月額)」の引上げ実	片方の時点でしか在籍していない従業員は対象に含めない。	
績:確認書 『対象従業員数』		
様式第5号の2の2	正規雇用、契約社員、パート・アルバイトの合計人数(派遣社員、	生産性向上計画において
事業実施報告書【DX枠】	その他の人数は含めない)	「労働生産性(円)=付加価値額(円)÷従業員数(人)」により1人
労働生産性向上計画 『⑥従業員数』	従業員がいない場合は、役員または事業主の人数	あたりの付加価値を算出

※手引きP5 抜粋

<従業員数について>

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- a 会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。)
- b 個人事業主本人
- c 家族従業員(事業主と生計を一にしている3親等以内の親族)
- d 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
- (a) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。)
- (b) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員**」の所定労働時間に比べて短い者

※本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が 通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員はパートタイム労働者とします。

「d-(b)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間または1か月の所定労働日数が4分の3以下」又は、「1週間の労働時間または1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

e NPO法人の場合で、雇用契約関係がないボランティア等